

仕様書

1. 大津市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について (「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

- (1) 受託者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察書に届け出るとともに、委託者に報告するものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、委託者と協議するものとする。

2. 一般事項

(総則)

受託者は、この仕様書に基づき、業務を履行しなければならない。

(目的)

本仕様書は、管路等維持管理の業務委託に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

(業務範囲)

業務の範囲は、特記仕様書による範囲に適用する。

(法令の遵守)

業務の履行にあたり、関係する法律及びその他の法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(業務従事者の要件)

業務の履行に当たり、管路等維持管理に精通した者を配置しなければならない。なお、業務従事者は、特記仕様書に定める資格を有すること。

(守秘義務)

当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

(業務計画書)

- (1) 受託者は、「業務計画書」を作成の上、委託者に本業務契約締結後14日以内に提出し、ヒアリングを受けなければならない。なお、本業務は業務計画書に基づいて実施されるので、現場に常備していつでも確認できるようにしなければならない。
- (2) 業務計画書は、受託者が設計図書に基づき、作業の手順や方法などを記載し、委託者に対して本業務に求められる品質を確保する方法や安全かつ工期内に業務を完了させる方法を示す書類である。
- (3) 業務計画書には、概ね次の事項を記載し、委託者がその他の事項に係る補足を求めた場合には追記しなければならない。
 - (ア) 業務内容
 - (イ) 計画工程表
 - (ウ) 現場組織表
 - (エ) 業務従事者及び班編成
 - (オ) 安全管理
 - (カ) 調査機器の一覧
 - (キ) 作業方法
 - (ク) 作業計画
 - (ケ) 緊急時の連絡体制及び対応

(主任技術者の選任及び職務)

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり主任技術者を定め、「主任技術者選任届」を委託者に提出しなければならない。なお、主任技術者に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 主任技術者は、現場に常駐のうえ本業務の指揮監督にあたらなければならない。
- (3) 主任技術者は、本業務に関する一切の事項を処理するとともに委託者と連絡を取り、本業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (4) 主任技術者は、事前に業務従事者への注意喚起を行い、適切に履行されているかどうかを確認し、必要に応じた指導等を行わなければならない。
- (5) 主任技術者は、委託者に提出する書類の確認を行わなければならない。

(官公署への手続き)

受託者は、本業務に必要な手続きを官公署及び関連機関に対し迅速かつ的確に行い、その結果を委託者に報告し、指示を受けなければならない。

(安全管理及び現場管理)

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、常に安全に留意し、事故や災害の防止に努めなければならない。また、主任技術者は、事故や災害が発生したときは、直ちに所

要の措置を講じて被害を最小限にとどめ、委託者に連絡し、その指示を受けるとともに速やかに報告書を提出すること。

- (2) 受託者は、本業務の実施にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないよう十分注意しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、地上・地下の既設構造物を破損させないよう適切な処置を講ずるものとする。

(土地の立入り及び付近住民等への説明)

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、需要者等の宅地内に立ち入る場合は、あらかじめ当該需要者等に対して承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に先立ち、需要者及び近隣住民に十分な説明を行い、トラブルの防止に努めなければならない。また、主任技術者は、トラブルが発生したときは、誠意を持って現場対応にあたり、直ちに委託者に連絡し、その指示を受けるとともに、速やかに報告書を提出すること。

(業務委託従事者証明書等)

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり業務従事者の氏名等必要な事項を記入の上、「業務委託従事者証明書発行願」を委託者に提出し、「業務委託従事者証明書」の交付を受けなければならない。
- (2) 業務委託従事者証明書は、業務を遂行している間は常に携行し、需要者及び近隣住民から請求された場合、提示しなければならない。また、業務従事者は腕章を着用しなければならない。
- (3) 業務委託従事者証明書は、委託期間の満了又はその他の理由により、当該業務従事者が業務従事者としての身分を失ったときは、速やかに委託者に返還しなければならない。

(提出書類)

- (1) 契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類
 - ・着手届
 - ・業務計画書（業務概要、現場組織、業務工程、業務方法等）
 - ・機材点検表(1年以内のもの)
 - ・主任技術者選任届（経歴書、資格証明書を含む）
 - ・業務従事者一覧表
- (2) 定期報告書
 - ・業務報告書（日報）
- (3) 業務完了後、速やかに提出する書類
 - ・完了届
 - ・業務報告書
 - ・その他委託者が指示する書類

(4) 随時提出する書類

- ・打合せ議事録
- ・その他委託者が指示する書類

(施設の一般管理)

施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。

また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

(安全管理)

- (1) 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めなければならない。
- (2) 作業場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように措置を講じる。
- (3) 作業にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、委託者に文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

(業務従事者の資質向上)

受託者は、維持管理業務に通じた業務事業者の育成を図るとともに、業務従事者の資質・技術向上に努めなければならない。また、常に施設の状態、状況を正確に把握して、業務を遂行しなければならない。

(疑義等)

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。

(その他)

- (1) 受託者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに委託者に連絡し、その指示を受ける。
- (2) 受託者が、委託者の指示に反して業務を続行した場合、及び委託者が事故防止上必要と判断した場合は、業務の一時中止を命じることがある。

(従業員の健康状態の確認)

受託者は、業務に従事するものに対して、常に検温等健康状態の確認を実施し、発熱、せき及び全身倦怠感等のインフルエンザ様の症状があるものを従事させてはならない。

{
}

 不当介入 {
}
 不当要求

}
{
 業務妨害

}
 事案通報書

滋賀県 警察署長 様
 大津市公営企業管理者 様

(報告者)

		※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課	
受託者	所在地	(本社)	電話 () - FAX () -	
		(現場事務所)	電話 () - FAX () -	
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等	(通報者の職・氏名)		電話 () -
		(対応者) 所属会社名		電話 () -
氏名				
		役職		
不当介入の 行為者	住所	電話 () - FAX () -		
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時・ 場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () - FAX () -		
業務件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有・無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署 課	
	(通報日時)	令和 年 月 日	時 分頃	

- 注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、所轄警察署刑事課(刑事第二課)あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び所轄警察署あて送付(電子メール・FAX可)すること。
- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先(再委託先)において発生した場合であっても、必ず受託者(元請負人)が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

特記仕様書

第1章 漏水調査

1. 調査場所

業務対象区域は、大津市給水区域内に布設されている給・配水管を対象とした漏水調査を行うものとする。

2. 業務従事者

本業務の業務従事者は次のとおりとし、経歴書を添えて委託者に提出するものとする。また、調査技師は主任技術者と兼務できるものとする。

- (1) 調査技師：漏水調査実務経験7年以上
- (2) 調査助手：漏水調査実務経験3年以上
- (3) 調査補助員：漏水調査実務経験1年以上

3. 作業時間

作業時間は、委託者の執務時間内に行うことを原則とするが、緊急を要する場合には委託者の指示により変更することがある。

4. 作業計画

本仕様書に従い、最も効率的な調査結果を得るための調査工法・調査地区の検討・提案を行い、施工計画を立案すること。

5. 現場下見調査

調査に先立ち、調査区域の管理図面と現地の管路、弁栓類の位置、それらの管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等を確認し、調査対象となる水道施設全般を把握する。また、その結果を委託者に報告すること。

6. 戸別音聴調査

調査図面にて指示した各戸給水管の止水栓又は量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

7. 路面音聴調査

調査図面にて指示した管路上の路面において、漏水探知器等を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見するものである。

8. 確認調査

- (1) 音聴作業等による漏水音（漏水疑似音）箇所を、ボーリングバー又は相関式漏水探知器を用いて再調査を行い、漏水箇所を確定する作業である。また、本市職員による音圧監視機器（フジリークネッツ LNL-1）を用いた漏水調査等で確認された漏水（漏

水疑似音) 箇所についても、確認調査を行うこと。

なお、本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分に留意して行うこと。

(2) 漏水箇所を確定した場合は、スプレー等によりマーキングするとともに、漏水箇所報告書用紙にて速やかに報告すること。

なお、マーキングが出来ない場合は、報告書内の発見箇所詳細図にオフセットを記入して提出すること。

9. 水圧測定

委託者が指定した既設消火栓を活用し、自記録式水圧計を用いて一定期間(72時間)の水圧変動を測定するものである。

なお、測定したデータは CD 等の記録媒体に保存するとともに、データ整理にあたっては、加工・修正が容易に出来るとともに現在、企業局が使用しているソフトで解析が可能なものを使用すること。

10. 流量調査

委託者が指定した流量計ボックス内及び露出添架管に挿入式流量計及び超音波流量計を設置し、一定期間(72時間)の流量を測定するものである。

なお、測定したデータは CD 等の記録媒体に保存するとともに、データ整理にあたっては、加工・修正が容易に出来るとともに現在、企業局が使用しているソフトで解析が可能なものを使用すること。

貸与品：挿入式超音波流量計(ウルソナDT・㈱アイシーティ社製)

11. 分析・報告書

上記の調査結果を基に総合的に分析及び考察を行うとともに、今後の有収率維持向上対策について提案を行うこと。

12. 写真管理

(1) 受託者は調査実施に際し、施工管理の手段として必ず調査記録写真を撮影すること。

(2) 調査記録写真の撮影は、設計図書に基づく各調査の確認として、調査方法、安全確保などを知る上で重要なものであり、その目的を明確に表現できるように撮影すること。

なお、各調査項目による撮影頻度は以下の通りとする。

① 現場下見調査

調査延長10km毎に、調査状況を1枚程度撮影すること。

② 戸別音聴調査

調査箇所500軒毎に、調査状況を1枚程度撮影すること。

③ 路面音聴調査

調査延長10km毎に、調査状況を1枚程度撮影すること。

④ 確認調査

調査箇所毎に、調査状況を1枚程度撮影すること。

⑤ 水圧調査

調査箇所毎に、調査状況を1枚程度撮影すること。

⑥ 流量調査

調査箇所毎に、調査状況を1枚程度撮影すること。

13. 成果物

成果物については、次のとおりとする。

なお、成果物については、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

- (1) 漏水調査報告書 3部
- (2) R7年度 漏水地点とその分布図 1部
- (3) 水圧、流量調査報告書 1部
- (4) 調査写真 1部
- (5) その他、委託者が指示する書類及び上記成果物データ（shape ファイル含む）を記録した CD 等の電子媒体

14. その他

- (1) 調査員は業務委託従事者証明書を携帯するほか、腕章を着用すること。
- (2) 苦情があった場合は、委託者に報告し、判断を仰ぐこと。
- (3) 使用機器は、ISO9001 に準拠して点検合格した自社で保有する機器を使用して測定すること。そのため、1年以内に点検・修理した実績書の写し及び使用機材一覧表を提出すること。
- (4) 調査中に事故が発生した場合は、適切な処置をとり、速やかに委託者へ報告すること。

第2章 洗管作業等補助業務

1. 業務従事者

本業務の業務従事者は次のとおりとし、経歴書を添えて委託者に提出するものとする。

(1) 調査補助員：本市職員の指示に従って、作業を行う能力を有する者。

2. 洗管補助作業上の注意事項

(1) 作業に伴い住民等への協力依頼文の配布並びに断水・水圧低下に対する通知チラシの配布及びその他広報活動については、責任を持って対処しなければならない。

(2) 洗管補助業務については、作業毎に調査補助員（各2名）に従事させること。
概ねの夜間作業時間は、午後10時から翌朝（午前）6時までとする。

(3) 作業については、基本的に雨天の場合も実施するが、大雨等警報が発令された場合の他、委託者が作業困難であると判断した場合は延期又は中止することがある。

(4) 作業の実施にあたっては、道路状況や交通量また周辺環境等を十分に勘案し、作業内容に見合う保安対策を行い、事故の防止に万全を期すること。

3. 写真管理

(1) 受託者は調査実施に際し、施工管理の手段として必ず調査記録写真を撮影すること。

(2) 調査記録写真の撮影は、設計図書に基づく各調査の確認として、調査方法、安全確保などを知る上で重要なものであり、その目的を明確に表現できるように撮影すること。

なお、各調査項目による撮影頻度は以下の通りとする。

① チラシ配布状況

チラシ配布区域毎に、配布状況を1枚程度撮影すること。

② 洗管作業補助状況

洗管作業補助毎に、作業状況を1枚程度撮影すること。

4. 成果物

成果物については、次のとおりとする。

なお、成果物については、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

(1) 洗管補助作業報告書 1部

(2) 調査写真 1部

(3) その他、委託者が指示する書類及び上記成果物データを記録したCD等の電子媒体

令和7年度 漏水調査業務

漏水調査概要

調査延長 1 6 8 km

下見調査 1 6 8 km (路面音聴調査エリア)

戸別音聴調査 9, 3 1 1 戸 (大津地域・鉛製給水管)

路面音聴調査 1 6 8 km (布設後 45 年以上超過管路(和邇川～大正寺川)

・大津地域 VP 管路(浜大津駅～大石)・志賀地域 VP 管路(木戸支所以北))

漏水確認調査 1 1 0 km (本市による漏水調査の確認調査含む)

水圧測定 3 0 箇所

流量調査 3 0 箇所

洗管作業補助概要

計画洗管作業補助及びビラ配布業務 一式